

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年 度
条 例 名	神奈川県森林病虫害等防除法第 10 条の規定による分担金に関する条例		
条 例 番 号	昭和 26 年神奈川県条例第 1 号	法 規 集	第 9 編第 5 章第 5 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部森林課		
条 例 の 概 要	森林病虫害等防除法第 10 条の規定に基づき、分担金を徴収するための徴収範囲及び基準について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	森林病虫害等防除法第 10 条の規定により、分担金を徴収するものであり、地方自治法第 228 条の規定に基づき、その徴収範囲及び基準について必要な事項を定めるための条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	都道府県知事の行う命令及び代執行並びに森林害虫防除員の行う処分に要する経費の財源を確保するため、また、これらによって利益を受ける者が不均衡であることを防ぐために分担金を徴収することによって受益を調整するため有効に機能している。 徴収する費用も命令及び処分内容を勘案し定めており、適正である。	
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	分担金の徴収に際しては、対象範囲を限定するとともに、徴収方式を定率とし明確に定めるなど、効率的なものとなっている。 徴収については財務規則の定めにより行われることから、効率的である。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	森林病虫害等防除法に基づく分担金徴収に必要な事項を定めている条例であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。 また、森林病虫害等の防除により森林資源の保全に資するものであり、県の総合計画である「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	森林病虫害等防除法及び地方自治法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

